

仕様書

①案件名称	トナーカートリッジほか3点買入
②品名	トナーカートリッジほか3点(詳細は別紙のとおり)
③規格及び数量	詳細は別紙のとおり
④納入期限	令和7年8月29日(金)
⑤納入場所	大阪市西区北堀江4-3-2 大阪市立中央図書館4階総務担当 人貨用EV(2号機:最大積載量1,150kg)あり
⑥特記事項	<ul style="list-style-type: none">・納入時期については、事前に事業担当と連絡調整を行い、土・日・祝日を除いた平日の午前9時から午後5時までの間に完了すること・納品の際は、納品物品の名称及び数量等が確認できる「納品書」を提出すること・納品時等において建物等へ損傷を与えた場合は、受注者の負担により原状回復を行うこと・納品に際して発生する廃棄物等の処理は、受注者の責任において行うこと・納入時における搬入用車両の駐車場所については事業担当の指示に従うこと・見積金額には、配送料等本契約にかかる全ての費用を含むものとする・見積にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義ある場合(同等品の可否を含む)は見積書提出期限2営業日前の午後5時までに質問し、その内容を熟知のうえ、見積書を提出するものとする。見積書提出期限2営業日前の午後5時以降の疑義については受付しない。 契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする <ul style="list-style-type: none">・納品物については、「大阪市グリーン調達方針」 (https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000224120.html)別表の【判断の基準】を満たすものとし、【配慮事項】について充分配慮されていること
⑦事業担当	大阪市西区北堀江4-3-2 大阪市立中央図書館4階 総務担当 電話:06-6539-3316

別紙：品名、規格及び数量

No.	品名	品質、形状、寸法	単位	数量
1	トナーカートリッジ	<p>【製品指定】 FUJIFILM製プリンター：ApeosPrint3360s適合リサイクルトナーカートリッジ(10K)CT203924、A4約1万ページプリント可能な物、ICチップ付きに限る (使用済リサイクルトナーカートリッジ(ICチップ付き)6個、及び、純正品カートリッジ(CT203923)5個の回収含む)</p>	個	12
2	ドラムユニット	<p>【製品指定】 FUJIFILM製プリンター：ApeosPrint3360s適合純正ドラムユニットCT351380、純正品に限る (使用済ドラムユニット8個(純正品)の回収含む)</p>	個	6
3	インクカートリッジ(1)	<p>【製品指定】 ブラザー工業株式会社：PRIVIO(プリビオ)MFC-J739DWNに適合するインクカートリッジ、LC411-4PK(4色入り)、純正品に限る</p>	個	7
4	インクカートリッジ(2)	<p>【製品指定】 ブラザー工業株式会社：PRIVIO(プリビオ)MFC-J739DWNに適合するインクカートリッジ、LC411BK-2PK(ブラック2個入り)、純正品に限る</p>	個	7

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること